

「木場の窓から見えるもの(元外交官の視点)」

弊社理事 石井正文(元駐インドネシア日本国大使)による
気になる海外情報を原則第2、第4木曜日に配信しています。

第108回: 日台関係

2025年11月27日配信

■台湾有事は「存立危機事態」か。

- ・高市総理は、7日の衆院予算委の際、立憲民主党岡田議員の「台湾有事は存立危機事態に当たるのか。」との質問に対して、種々のやり取りの中で、「(中国が)戦艦を使って武力の行使も伴うものであれば、どう考えても存立危機事態になり得る」と述べた。
- ・この答弁が波紋を広げている。立憲民主党は答弁撤回を求め、中国政府はこの答弁を「内政干渉」として強く非難し、薛劍(シュエジエン)在大阪中国総領事は「(日本が台湾問題に首を突っ込むのであれば)その汚い首は一瞬の躊躇もなく斬ってやるしかない。覚悟が出来ているのか」と投稿する事態となっている。

■「間違った答弁」なのか？

- ・まず、総理の発言は、客観的に見て「間違った発言」なのだろうか？
- ・そもそも存立危機事態とは何か？それは、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」である。
- ・これは、2014年7月1日に当時の安倍第二次政権が、従来の憲法解釈を変更し、限定的場合(存立危機事態と認定される場合)には、我が国に対する武力攻撃が発生していなくとも、自衛隊に防衛出動を命じ、我が国として武力行使を行うことが出来るとの趣旨の閣議決定を行った際に確立した事態概念である。
- ・憲法との関係で言えば、我が国の憲法のもとで許容される「必要最小限度の」武力行使は、従来は我が国が武力攻撃された場合に限られたが、近年の国際情勢の変化や武器技術の革新により、我が国が武力攻撃をされていない場合であっても「存立危機事態」に当たるような場合に我が国が武力行使をすることは、我が国憲法上許容されている「必要最小限度」の範囲に入る、と憲法解釈の変更をしたものである。
- ・これを国際法との関係で言えば、いわゆる「集団的自衛権の行使」が限定的に可能となったということになる。
- ・これを踏まえて、現在、我が国が武力行使する場合の要件は、以下の3つとなっている(いわゆる新三要件)。
 - * 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

*これを排除し我が国の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がないこと

*必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

- ・従って、定義の問題として言えば、トートロジーではあるが、台湾有事が「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に当たると判断されるのであれば、それは存立危機事態になる、ということである。台湾が我が国領土である与那国島から110Kmしか離れておらず、台湾海峡周辺は我が国の物流にとって死活的なシーレーンを構成すること、更に、台湾有事に際しては沖縄に駐留する米軍が出動することが殆ど確実であること等から考えると、少なくとも「台湾有事は存立危機事態に「当たり得る」というのは間違いではないだろう。

従って、高市答弁の基本ラインは間違っていない。

■「不適切な」答弁なのか？

- ・間違っていないとしても、主観的に見て「不適切」な答弁である場合はある。

但し、注意すべきは、「間違っている」かどうかは客観的な問題であるのに対し、「不適切」かどうかは、種々の要素のウエイトをどう見るかによる主観的な判断であることで、人によって評価が異なって当然だろう。

そう申し上げたうえで、筆者は、この答弁は不適切だと思う。

- ・まず、従来の政府の答弁ラインを見てみよう。従来政府は、台湾有事が「存立危機事態」に当たるかどうかについて、「全ての情報を総合し、客観的、合理的に判断するため、一概に答えることは困難だ」と明言を避けてきた。
 - ・その理由の第一は、「中国に手の内をさらさない」(政府関係者)ということである。台湾有事が実際にどの様に発生するかを踏まえて存立危機事態に当たるかどうかを判断することになるのであり、予め具体的事態をあれこれして議論するのは、生産的とは言えない。それどころか、具体的な場合をあげて存立危機事態に当たるか当たらないかの判断を明示すれば、それこそ日本側の手の内を晒す(対応できない場合を示す)ことになるので、相手方との関係では極めて不適當である。
- この点は、総理答弁直後から小泉防衛大臣が指摘していたところであり、総理も、その後の答弁で、(元々の答弁は)「最悪のケース」を想定した答弁だったと説明し、「今後は特定のケースについてこの場で明言することは慎む」と釈明している。
- ・政府が従来の答弁ラインをとってきた第二の理由は、台湾を「核心的利益の中の核心」と主張する習近平政権を無用に刺激することは得策ではないとの判断である。

- ・そもそも、現在台湾有事を起こした場合に成功するかどうか確信できない習近平政権は、失敗した場合の共産党への大きな打撃を念頭に、軽々に踏み切れない状況にある。その場合でも中国が拳を上げ(有事を起こさ)ざるを得ない場合が2つある。
 - * 一つは、台湾の独立表明等、原理原則の問題として中国の立場に対する挑戦がなされる場合であり、
 - * 第二は、台湾有事に際して米国が台湾を防衛しないことが明白になる場合である。
- ・以上の客観認識が正しいとすれば、日米がやるべき最優先事項は、この機会の窓を活用して、計画検討の進展を含め、台湾有事に対する準備を一層確固たるものにし、習近平政権の「失敗するかもしれない」という認識を一層強めることである。

第二は、台湾に対して、悲観主義から独立表明等の愚挙にでないように、トランプ政権就任以降一度も行われていない対台湾武器供与の再開等、一定の「実質的保証」を与える事だろう。後者については、日本というよりは米国の仕事である。
- ・今回の高市答弁は、台湾有事に対する十分な準備ができていない中で、中国側が拳を上げざるを得ないように追い込むという、必ずしも賢い対応とは言えないと、筆者は思う。もちろん、この発言は(台湾側がそれを日本に求めているかどうかは別として)台湾に対する一定の「保証」であろうし、米側に対しても、日本の決意を示し、米側の対応を促す効果は持つであろうが、とはいえ、やはり現時点での一番の優先事項は、中国側の過度な反発を招くことなく有事への準備を整えることだと信じる。

■答弁を「撤回」すべきなのか？

- ・それでは、立憲民主党の言うように、答弁は撤回すべきなのだろうか。
- ・それは明らかに違うだろう。「撤回」すれば、中国側に、「内政事項であるとの中国側の反発を受け入れて、日本は立場を変えた。」という間違ったメッセージを送る(宣伝の材料を提供する)ことが不可避であり、これは到底適切とは思われない。
- ・そもそも、国の根本にかかわる安全保障の問題を政争の具にすることは、是非とも避けるべきである。このようなことを続けていると、立憲民主党は、やはり政権担当能力が無い、という評価を確立してしまうことになるだろう。
- ・ただ、より率直に言えば、高市政権には、この問題以外に、防衛費増額、政治資金問題、景気対策等、早急に対応すべき対立案件が数多く存在する。

元々「不必要」ではある台湾有事の問題で足元をすくわれ、そのような優先政策課題に早期に対応できないこと(ひいては政権基盤弱体化に繋がる事)は、最も避けなければならないことであり、そこから見ても、筆者はこの答弁は「不適切」だと考えるものである。

以上

りそな総合研究所 理事 石井正文